

委員提出資料

目 次

王寺直子委員提出資料	．．． P . 1
駒崎弘樹委員提出資料	．．． P . 3
木村義恭委員提出資料	．．． P . 9

第 46 回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

子ども・子育て支援制度の根幹は、すべての子どもが最善の利益を享受するための「量」の拡充と「質」の向上です。現在行われているすべての議論が「すべての子どもの最善の利益」のために、充実した教育・保育及び子育て支援の展開に資する議論となることを願います。また、子どもとその保護者及びこの職に従事する者が、決して置き去りにされることのない制度の見直し議論となりますよう切に希望します。

1. 公定価格の見直しに係る検討事項について

1) 認定こども園の特性に配慮した職員配置について

子育て支援はもとより、保護者の就労状況によらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を一体的に一貫して提供することが認定こども園の本務である。それには、入園時期、在園時間、登園日数などの園児の違いや保護者の生活形態の違いを受け止め、園全体の共通理解や受け入れ体制、教育・保育課程や行事の工夫、保護者対応などを行わなければならない。運営実態としても、公定価格基準を大きく上回る職員配置がなされているが、現在の公定価格では、主幹保育教諭専任化が2名であることを除き、幼稚園、保育所と異なる特有の措置がなく、認定こども園の経営努力に委ねられている。認定こども園の本来機能の発揮と職員の給与改善の両立が求められる中、認定こども園の特性に配慮した公定価格上の職員配置の確保について、今回の検討事項の中に含めていただきたい。

2) 1号認定に係るチーム保育加算（加算部分1）の計算方法について

今回の無償化及び昨今の女性就労の増加により、認定こども園では1号認定から2号認定への移行が多く行われている。これに伴い、例えばチーム保育加配加算の部分において、1号・2号の全体人数が変わらないにもかかわらず、全体人数に応じた対象加配人数分の加算額が1号認定の実員の減少により得られず、公定価格上で10月以降減収となっている施設が見受けられる。今後、1号認定に係るチーム保育加算などの計算方法について、認定こども園の実情に合ったものとなるよう今回の検討事項の中に含めていただきたい。

3) 子育て支援活動に対する加算の充実について

認定こども園において、子育て支援は必須条件とされており、主幹保育教諭の専任化を前提に、基本分単価に経費が算定されている。近年、認定こども園における子育て支援活動は活発、多角的になってきているため、事業内容や地域との連携等の運営実態に応じた加算の充実についても、今回の検討事項の中に入れていただきたい。

2. 施設型給付費等に係る処遇改善等加算に係る研修受講要件について

キャリアアップ研修会の実施主体の認定や研修内容等の確認については加算認定自治体の判断に委ねられることとなっている。円滑な申請ができるよう行っていただくために、共通の書式や申請内容などの統一化を図っていただき、効率よく加算認定自治体とのやり取りができるようご配慮いただきたい。また、E-ラーニングについても、技術的な実施要件、手続きをとりまとめるだけでなく、国として都道府県等にE-ラーニングの活用によるキャリアアップ研修機会の積極的な提供を要請するとともに、実施の支援や実施状況の把握を進めていただきたい。

さらに、中期的には1号認定、2.3号認定のキャリアアップ研修会が統一的な運用ができるよう調整検討いただきたい。

2019年10月10日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎保育の必要性認定に「医療的ケア児の育児」と「多胎児育児」を入れ込んでください

- 現状は以下のような保育の必要性認定基準となっています

保育を必要とする事由と利用区分

[1]保育を必要とする事由 以下のいずれかに該当することが必要です
1. 月48時間以上の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）
2. 妊娠・出産
3. 保護者の疾病・障がい
4. 同居親族等の介護・看護
5. 火災等災害の復旧
6. 求職活動（起業準備を含む）
7. 就学（職業訓練校などによる職業訓練を含む）
8. 虐待やDVのおそれがあること
9. 育児休業取得時に既に保育を利用していること
10. その他、上記に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められる場合

- 一方、医療的ケア児を育てる家庭は、15分に1回のたん吸引、呼吸器管理、注入食の準備等で、非常に重たい育児負担を抱えています。にも関わらず障害児の児童発達支援施設においても、看護師がいないことを理由に、利用できない場合が頻発しています

- また、多胎児家庭（双子・三つ子家庭等）も多大な育児負担を保護者（特に母親）が担う現状があります。新生児期の授乳回数は1日8回～12回といわれており、単純計算で双子の場合は16回、三つ子では24回。もちろん、毎日の送り迎え、お風呂、おむつ替え、寝かしつけ…も人数分です。
- こうした過酷な育児環境を背景に、つい先日も、多胎育児によって鬱状態になり三つ子の次男を叩きつけ死なせてしまった母親に、実刑判決が確定¹しました。
- 保育必要性認定の3に、「保護者の疾病・障害」とあり、これは育児負担そのものが、親の養育キャパシティを超えている場合には、保育所保育がそれをサポートできる、という趣旨で必要性認定の中に入れられたのだと認識しています
- だとするならば、医ケア児家庭、多胎児家庭の育児負担は保護者のキャパシティを超えて大きく、保育所がセーフティネットとして活用されるべきです
- 子ども子育て支援新制度5年後見直しの今回、保育の必要性認定事項に、「医ケア児・多胎児を育てている家庭等」を入れるべきです
- 文言として、例えば「8 医療的ケア児や多胎児等を育児している、または虐待やDV等の恐れを抱え、育児環境に困難性を有すること」と修正することが考えられます。ご検討いただけたら幸いです。

◎医療的ケア児を保育園で預かるにあたって、制度を充実させてください

【課題】

- ・ 看護師加算が存在しない

横浜市では「①障がい児受入加算」「②看護職雇用費加算」「③医療的ケア対応看護師雇用費」が支給されてますが、①については受け入れた医的ケア児に応じて給付してもらえますが、②③は人数制限がある点。

・②については、過去に厚労省から出ている看護師配置について、0歳児を6人以上預かっている認可保育所には零歳児保育特別対策事業として補助金が出ていましたが（条件として看護師・保健師・助産師のいずれかがいること）、平成18年か

¹ 三つ子次男死なせた母、実刑判決が確定へ 上告せず 朝日新聞デジタル
<https://www.asahi.com/articles/ASMB85TFWMB80IPE03Y.html>

らその事業自体がなくなったようです。

【提案】

- ・施設単位での看護師加算ではなく「医療的ケア児を預かる際の公定価格に看護師加算」をお願いします。

————以下発表せず、文書での意思表示のみ————

論点② 保育標準時間・短時間の区分について

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

○ 区分の統一により市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育所等における保育の長時間化につながる懸念がある。保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるにすることは重要であることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、区分の在り方については中長期的に検討することとしてはどうか。

・区分の一本化と保育の長時間化は直接繋がりはないのではないのでしょうか。現在の制度でも、就労時間以上の保育の必要性認定は受けられないはず

・また、現行制度だと、保育園側の保育士の数（コスト）は変わらないのに、短時間保育の子どもを受け入れると一方的に収入が下がる仕組みになっているので、事業者の納得性が低い制度になってしまっています

1(3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

○ 大規模開発時において、大型マンション等が建設されるに当たり当該マンション等に認可保育所を設置するような場合の利用調整における取扱いについては、当該マンションに併設されたことをもって優先的な取扱いを行うことはせず、自宅と保育所との距離等を勘案し入所する保育所を決定する中で、各自治体において個別に判断することとしてはどうか。

・大型マンションが作られることで一時的・局部的に待機児童が激増してしまう現象を防ぐには、デベロッパーに保育園を併設させるインセンティブを与えることが望ましいと考えます

3. 保育人材の確保

3（１）土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 土曜保育における共同保育の実施については、現在特段の規制はないものの、取組みの在り方等に係る FAQ の発出等による明確化を行ってはどうか。
- 保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化してはどうか。

3（２）保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 新たに調理員等に短時間勤務職員の導入を可能とする取扱いについては、保育の質の確保にも留意しつつ現行の職員配置基準においても実施することが可能である旨を、通知等により地方自治体に対して周知し明確化することとしてはどうか。

・上記方向性に賛成です

・一方で週4正社員の保育士を採用した場合、常勤としてみなしてもらえない問題を、解決してください。せっかく保育士の働き方改革を進めても、制度にブロックされている状況です

3（４）都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、人口減少地域等における保育に関するニーズや取組事例を把握するための実態調査の実施など短期的・中期的にも検討してはどうか。

・企業主導型の破綻など、「短期的」にも起きてくる現象だと思いますので、認可の引き継ぎや吸収のスキームなど、急いで整備する必要があります

・また、保育所内での児童発達支援事業は、既存の法律を変えずとも、通知等で対応できる可能性もあり、検討していただきたいと思います

5 (1) 小規模保育事業における運営等の在り方 (B 型から A 型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など)

【方向性 (案)】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 小規模保育事業 A 型への移行促進については、現在においても小規模保育事業 B 型から A 型に移行するインセンティブを公定価格上設けており、周知すること等により引き続きその活用促進に努めてまいりたい。
- 小規模保育事業所による一時預かり事業については、現行の実施要綱においても実施可能であり、今後改めて通知等により周知することとしてはどうか。

・賛成です

5 (4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方 (派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など)

【方向性 (案)】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の取扱いにおいても可能であるが、居宅訪問型保育事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供を行うことができる旨、改めて省令上に位置づけることとしてはどうか。
- 居宅訪問型保育事業の類型化については、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、運営費等コスト面の調査を含む制度運用の実態把握や事例収集を行いつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

・上記の方向性は賛成ですが、医療的ケア児への加算については、今改正で盛り込んで頂きたいと思います

・医ケア児に対しては保育士に加えて看護師や、バックアップの体制を厚くしなくてはならず、現状の公定価格では対応することができません

5 (5) 連携施設制度の在り方 (連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

【方向性 (案)】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 小規模保育施設を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項等に係る通知において優先利用の例示の 1 つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、小規模保育施設卒園後の受入先確保を促進してはどうか。
- 連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うこととしてはどうか。

・先行利用調整の仕組みを活用することは賛成です

6. 地域子ども・子育て支援事業

6 (1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

【方向性（案）】

- 両事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業）とも、量的拡充については、ニーズを踏まえながら検討してまいりたい。また、予算上の仕組みについては、予算編成過程において検討してまいりたい。
- 一時預かり事業について、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を、予算編成過程で検討することとしてはどうか。

- ・賛成です
- ・地域子ども・子育て支援事業の中の「利用者相談」を保育園でのソーシャルワークにも活用できるようにしてください

6（3）一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策

【方向性（案）】

- 制度利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ないことも踏まえつつ、方法も含め検討することとしてはどうか。

- ・訪問型病児保育が進まないのは、「自治体の認知度が低いこと」「補助が低すぎて事業者が事業を行えないこと」の2点で明確です

- ・「方法も含め検討」するのではなく、「自治体認知度を上げる」とことと「補助単価の見直し」を行なってください

6（4）病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用のための支援等の在り方

【方向性（案）】 ※前回の会議での意見を踏まえ変更

- 病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、さらなる検討を行うこととしてはどうか。
- 病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認や利用予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助について、予算編成過程で検討することとしてはどうか。

- ・病児保育に務める保育士を処遇改善Ⅰ・Ⅱの対象にしてください

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

2019年度 経営実態調査の結果について、取りまとめて頂き感謝申し上げます。子ども・子育て支援制度が施行され5年見直しの時期に入り公定価格もその一つであります。

このことを踏まえ、次の事項についてご検頂けますようお願い致します。

○ 栄養管理加算の拡充

現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、本年10月から、非常勤栄養士の配置（週3日程度）を可能とするよう拡充（全施設共通）することが目指されてきました。この充実は、各施設において食事の提供にあたり、栄養士を活用し、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言はもとより、園児や保護者に対する食育等に関する継続的な指導を受ける事ができる重要な意義があると考えますので、加算の拡充により食育の充実を図ることが出来ますよう引き続きご検討いただけますようお願い致します。

○ 2020年以降の処遇改善 に係る基準年度の見直しの方向性

処遇改善加算の基準年度は保育所等においては平成24年度とされており、2020年度からは、加算の前年度となることを検討されておりますが、その際提出はできる限り簡素にさせていただきますようお願い致します。また、施設においては世代交代すると一時的に賃金改善率が下がることが予想されますので、そのことへの配慮や過去の改善した取り組みがリセットされることのないように十分に配慮いただけますようお願い致します。

○ 処遇改善 の利用推進

全ての子ども達の最善の利益には質の高い保育を享受できる事があります。質の向上の観点から研修受講は必須です。現在の処遇改善IIは加算申請の仕組みが難しく、加えて研修機会が十分とは言えないという声が会員からも上がっておりますので、より容易に申請が出来る加算の仕組

みづくりと同時に、各施設の加算取得に向けた労務関係の規程整備や加算の効果的な配分の検討などの取り組みに対するサポートもお願い致します。

○ 土曜日における共同保育の実施や土曜日の公定価格の在り方、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運営改善などの事項について

2019年出生数が90万人を割り込むことが予想されるなか、保育士不足は今後ますます厳しくなり、地方や過疎地では保育を求めて人口が流出することも懸念されています。

その中で土曜日の保育の在り方を、子どもにとって必要な集団形成による連携施設での合同保育の実施促進、また保育士の働き方改革の観点から子どもが誰もいない施設で閉園時間まで勤務することの是非など、単に公定価格における議論だけではなく広範な視点から捉え柔軟な対応をお願いします。

○ 公定価格における子育て支援の加算の設置

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律には、認定こども園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的すると定められています。認定こども園の必須義務である子育て支援に対しては基本分単価に費用が組み込まれていますが、幼稚園・保育所が加算を受ける場合と同じ水準では十分な支援と言えない現状があります。虐待問題が社会化するなかで認定こども園の果たす役割は大きく、子育て支援加算の設置など認定こども園の取り組み状況に応じたさらなる支援をご検討いただけますようお願い致します。

○ チーム保育加配加算について

認定こども園のチーム保育加配加算は、その上限人数は1号認定子どもと2号認定子どもの合計人数に応じて設定されていますが、実際の加算額は支給対象の1号認定子どもの実員に応じて給付されています。幼児教育の無償化等に伴い、1号認定子どもから2号認定子どもに大きく移行した場合、加配の上限人数はそのまま変わりませんが、チーム保育加配加算の支給対象者が減少し、加配人数分の加算額が支給されなくなるため、運営に大きく悪影響を及ぼすことが予想されることから、必要な改善措置を検討くださいますようお願い致します。

以上